

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蘇峯会（以下「法人」という。）の理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

2 役員等に費用を弁償することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席したときは、日当として、1日につき5,000円を支給する。

2 役員等が、法人の業務の為に旅行した場合は、社会福祉法人蘇峯会ケアハウス茶寿苑職員の旅費規程を準用する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年11月26日から施行する。

この規程は、平成 29年 1月12日に一部改定する。

この規定は、平成 29年11月24日に一部改定する。